

## **[事案 30-212] 新契約無効請求**

・平成 31 年 3 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

自らの意思に基づき契約したのではないなどとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 2 年 9 月に契約した年金保険（契約①）、平成 17 年 5 月に契約した養老保険（契約②）およびこれを平成 22 年 7 月に転換した終身保険（契約③）について、以下の理由により、既払込保険料全額を返還してほしい。

- (1) 契約①を解約したことはなく、解約返戻金も受け取っていない。
- (2) 契約②および契約③を締結した事実はないし、配偶者が逝去する直前の時期は忙しくしていたために、契約②から契約③への転換手続きおよび契約③の解約手続を行うはずがない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の解約手続きを申立人が行ったことは、記録から明らかである。
- (2) 契約②の申込書および契約③への転換申込書には、申立人の署名・押印がなされている。
- (3) 契約③の解約請求書には、申立人の署名・押印がなされている。また、解約請求書の「会社処理欄」の記載からは、解約手続きの際に、申立人から本人確認書類として運転免許証が提示されたことが確認できる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①の解約手続き、契約②および③の申込手続き時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を実施した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、各契約の申込みおよび解約の手続きはいずれも申立人が行ったものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。